

平成29年度公益財団法人印旛沼環境基金助成金交付団体募集要領

当基金助成金の交付を希望する団体は、当基金助成金交付要綱に基づき申請していただき、助成金交付団体等選定審査会で決定します。

また、交付を受けた団体等は、年度内に開催する報告会で成果を発表していただくことになります。

助成の対象となる活動内容や申請手続きについては、本要領をご覧のうえ、助成金交付申請書（別添第1号様式 その1、その2、その3）を作成し、受付締切日までに提出して下さい。

受付締切日：平成29年5月31日（水）【必着】

1. 助成の対象となる団体

助成金の交付を受けることができる団体等は、印旛沼と印旛沼流域における環境調査、環境保全及び環境の改善等に資する活動を行っている小学校、中学校、高等学校、大学及び市民団体等です。

2. 助成の対象となる活動

助成の対象となる活動は、以下の活動です。

- (1) 自然環境調査
- (2) 印旛沼、水に関係した歴史、民俗調査
- (3) 自然環境の保全、復元に関する活動
- (4) 水質汚濁対策に関する活動
- (5) 環境美化に関する活動

3. 助成の対象となる活動の実施時期

平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。

複数年度にまたがる活動を計画する場合は、上記の期間内に実施する活動が、今年度の助成対象となり、平成30年4月1日以降に実施する予定の活動については、平成30年度の募集時にあらためて申請していただくことになります。

4. 助成の対象となる経費及び補助率等

助成の対象となる経費は、助成に係る活動を実施するために要する経費のうち、**別表の助成対象経費区分表**に掲げるものです。

また、助成金は、**助成の対象となる経費の2/3以内（ただし、小学校及び中学校については、10/10以内）で、限度額は20万円（ただし、学校関係（小学校、中学校及び高等学校）については10万円）**となりますが、必ずしも申請額どおり交付決定されるとは限りません。

5. 助成の対象とならない経費

別表の助成対象経費区分表記載以外のものは対象となりません。

6. 助成金の額の決定

助成金の交付申請のあった団体等は、助成金交付団体等選定審査会で、その内容を審査し、交付の可否及び助成金の額を予算の範囲内において決定します。

なお、本年度は平成29年6月中に当基金事務所に於て、提出された申請書類に基づき内容についての面接（ヒアリング）を行います。

また、審査結果については、全ての団体に平成29年7月上旬頃通知します。

7. 助成金の交付手続き

助成金は、原則として対象となる活動が完了し、実績報告書等の審査により適正と認められた後、助成団体からの請求によって交付いたします。申請内容や申請額に変更が生じる場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

また、特に必要があると認められる場合は、活動期間中であっても、前金払いにより全部若しくは一部を交付いたします。

8. 報告会での発表

助成金の交付を受ける団体等は、年度内に行われる報告会で成果を発表していただきます。

(平成30年1月26日(金)開催予定)

なお、本報告会以外で成果を公表する際には、当基金の助成金により行った事業である旨、明示して下さい。

9. その他の注意事項

申請書は、助成金の交付の審査資料となりますので、その内容について、交付決定後大幅な変更を生じることのないよう、十分検討した上で作成して下さい。

また、当基金以外の助成や補助金等が見込まれる場合は、予算内訳に記入のうえ、関連資料の提出をお願いします。当該事業の内容について、他団体からの補助金等が重複している場合は、助成できないことがあります。

事業内容によっては、主催者の判断で傷害保険等への加入を検討してください。

助成金の交付が決定された後、助成金を他の用途へ使用したり、交付の決定の内容や条件等に相違があったときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

また、助成金を前払いにより全部若しくは一部の交付を受けていた場合には、助成金を返還していただくこととなります。

10. 問い合わせ先

公益財団法人印旛沼環境基金事務局

〒285-8533 千葉県佐倉市宮小路町12番地

(印旛郡市広域市町村圏事務組合企画課内)

TEL 043(485)0397

FAX 043(486)5116

E-mail imbanuma@i-kouiki.jp

別表

助成対象経費区分表

<p>① 謝金・賃金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の講師等への謝礼 交通費と税を含み、1人1日あたり2万円を上限。 ・アルバイト等への賃金 交通費と税を含み、1人1日あたり5千円を上限。 <p>*アルバイト等の人員は必要最低限とする。 *会員（スタッフ）の賃金は対象外経費。</p>
<p>② 交通費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費 <p>*一般団体の会員の事業にかかる交通費は対象外経費。 *学校関係の学生は事業にかかる費用を含む。 （ただし鉄道、バスの利用に限る。） *成果報告会への参加、ヒアリングへの出席など当基金が認めたもの。 （ただし鉄道、バスの利用に限る。）</p>
<p>③ 物品・ 資材購入費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品^{※1}及び備品^{※2}の購入 <p>*1個^{※3}あたり2万円を上限。（2万円を超える備品は対象外経費。） *複数個購入する場合は5万円を上限。（超える部分は対象外経費。） *本体に係る修理や交換にかかる費用は対象外経費。 *飲料等食品は対象外経費。 ・啓発広報、ポスター、報告書作成に係るコピー等印刷に係る費用。 *記念誌等、活動に直接係りのない印刷費用は対象外経費。</p> <p>※1 消耗品とは事業実施に必要な事務・作業等における文具類・機器類（例：デジタルカメラのリチウム電池、刈払機の刃）・現地での活動に伴う燃料等、やがては使用できなくなったり、失くなったりするものをいう。 ※2 備品とは機材、資材、書籍等（例：デジタルカメラ、刈払機、投網、胴長）、1年以上の使用に耐えるものをいう。 ※3 1個とは、1セット、1組など、1つのまとまった購入単位を含む。</p>
<p>④ 役務費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通信運搬費 電話料、郵便料、宅配便料 ・保険料 傷害保険料、賠償保険料 ・水質検査手数料等
<p>⑤ 賃借料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会場賃借料 ・車両等賃借料 自動車、船舶のリース及びレンタル料 <p>ただし、車両（特殊車両を除く）1台につき5千円を上限とし、5千円を超える部分は対象外経費。特殊車両（例：クレーン付きトラック）については2万円を上限とし、2万円を超える部分は対象外経費とする。 船舶については、1艇につき2万円を上限とし、2万円を超える部分は対象外経費とする。 *小中学校については、現地までの移動・調査にかかる車・バス・船舶等の賃借料について、助成金の範囲内で認める。</p>

注) 事業計画に基づいてなされる必要な経費のみと対象とする。

それぞれ、算出の根拠を明記してください。

申請書記入例

平成29年 月 日

公益財団法人印旛沼環境基金
理事長 藤 和 雄 様

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

⑩

平成29年度公益財団法人印旛沼環境基金助成金交付申請書

下記の活動を行いたいので、公益財団法人印旛沼環境基金助成金交付要綱第4条の規定に基づき、助成金の交付を申請します。

記

活動名	〇〇地区親と子の環境教室		
申請額	100千円 (千円未満切捨て)		
団体区分	a 小学校	b 中学校	c 高等学校 d 大学 <input checked="" type="radio"/> e その他
活動種別	1. 自然環境調査 2. 印旛沼、水に関係した歴史、民俗調査 3. 自然環境の保全、復元に関する活動 4. 水質汚濁対策に関する活動 <input checked="" type="radio"/> 5. 環境美化に関する活動		
活動の目的及び概要	(趣旨・目的) 家庭でできる環境保護活動について、日常生活の中で私たちが便利に使用しているものが環境にどのような影響を与えているかを、親子いっしょに学ぶことにより、個人の意識に定着させる。		
	(活動の概要…具体的に記入してください) 〇地区集会場で春秋2回の親子教室を開き、1回当たり3日間の日程で行う。 4月から5月の 土、日の3日間 9月から10月の 土、日の3日間		
	(期待できる効果) 身近な生活空間である家庭の中から、環境汚染について理解してもらうことにより、やがてはその地域全体の環境モラルが高まってくる。		
※ (特記事項)			
⑩ ※印の欄は、記入しないで下さい。			※ 整理番号

団体名		会員数 (H29.4.1現在)
担当者名 連絡先住所：〒 電話、FAX、Eメール： ()	(電話番号：) (FAX：) (Eメール：)	名
<p>1. 活動の実施方法</p> <p>春秋2回の教室を3日間ずつ開催する。1回当たり20組の家庭により実施する。</p> <p>〈1日目〉講義式により環境に関する知識の普及や、生活雑排水の河川への影響等について教える。</p> <p>〈2日目〉〇〇川で水質調査や、水棲生物の調査の実施。ゴミや空き缶拾いのボランティア。</p> <p>〈3日目〉ゴミを少なくしたり、排水を汚さない等の工夫をこらしたメニューのエコクッキング料理実習を行う。 今までの講義や実習で学んだことを基にして、家庭でできるエコロジープランを作成する。</p>		
<p>2. 実施スケジュール</p> <p>春秋2回開催（6日間予定）</p> <p>春 → 4月〇〇日（土）、4月〇〇日（日）、5月〇〇日（日）の9時～16時</p> <p>秋 → 9月〇〇日（土）、9月〇〇日（日）、10月〇〇日（日）の9時～16時</p>		

第1号様式その3
《収支予算内訳》

記入例

	区 分	予算額(円)	内 容	
収入の部	自己資金	40,000	参加費 1,000円×20組×2回=40,000円	
	会費	30,000	年会費 15名×2,000円=30,000円	
	他団体からの助成金等	50,000	〇〇環境基金 50,000円 (市町名、補助団体名、補助率等記入の事。)	
	助成金	100,000	(公財)印旛沼環境基金 100,000円	
	総額	220,000		
支出の部	助成対象経費	① 謝金・賃金	90,000	講師(1名)謝金 15,000円×6日=90,000円
		② 交通費	13,600	現場移動交通費(船橋～京成臼井) 370円×2回(往復)×2名×8回=11,840円 成果報告会交通費(船橋～京成佐倉) 440円×2回(往復)×2名×1回=1,760円
	助成対象外経費	③ 物品・資材購入費	62,400	事務用(用紙等含む)用紙・筆記具 20,000円 書籍 2,500円×2冊=5,000円 パックテスト 4,320円×5個=21,600円 カメラ用リチウム電池800円×5個=4,000円 プリンター用インク3,500円×2個=7,000円 記録用デジタル媒体1,200円×2個=2,400円 チラシ印刷代 2,400円
		④ 役務費	1,000	郵便料 1,000円
		⑤ 賃借料	46,000	船舶賃借料 2,000円×8日=16,000円 車両借料 15,000円×2台=30,000円
		小計	213,000	
		助成対象外経費	食糧費	7,000
		小計	7,000	
	総額 (収入総額と一致する)		220,000	

注) 助成金は、助成対象経費の3分の2以内
(ただし、小学校及び中学校については10/10以内)となります。
助成対象経費に記載されている経費以外は、すべて対象外経費となります。
必要に応じ、収入・支出ともに内容を確認できる資料の添付を願います。